

監査委員公表第 12号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成27年12月3日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 佐藤 一夫

1 監査の期間

平成27年11月2日から11月27日まで

2 監査箇所

企画政策部 企画政策課 危機管理課
町民部 町民窓口課
教育委員会 寒川中学校 旭が丘中学校 寒川東中学校
消防本部 消防総務課 予防課
消防署

3 監査の対象

平成27年度（平成27年4月1日から平成27年10月5日まで）における予算の執行、財産管理等財務に関する事務の執行

4 監査の方法

各対象部課等から事務事業の執行に関する書類の提出を求め、収入・支出に重点を置き、書類を監査するとともに事情聴取を実施した。

5 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。

○指摘事項

印紙類出納簿について記載誤り、記載漏れがあったので適正な事務処理をされたい。
(町民部町民窓口課)

○軽微な留意事項

口頭により指摘又は指導した。

○要望事項

薬品管理について、保管庫で施錠管理がされているが、理科薬品管理簿の作成に改善を要するものがあつた。また、地震等の災害に対する対策がとられていないなど、不備な点が見受けられた。理科薬品には、毒物及び劇物等が含まれていることから、学校薬剤師の指導も仰ぎながら、適正な管理をされたい。(教育委員会 寒川中学校 旭が丘中学校 寒川東中学校)